



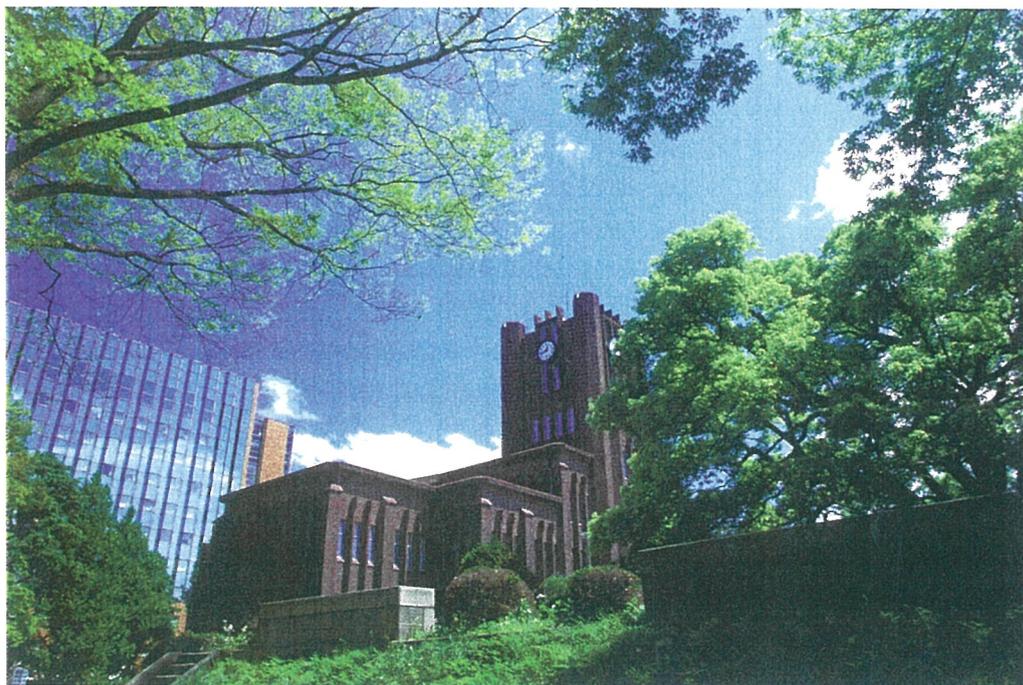
# 学内六報

No.1286

2004.4.1

東京大学広報委員会

## 国立大学法人化規則特集号



大講堂（本郷キャンパス）

### CONTENTS

国立大学法人法 .....	2
独立行政法人通則法の読替表【第35条関係】 .....	17
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律要綱 .....	27
国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄） .....	28
国立大学法人法施行令 .....	28
国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱 .....	38
国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（抄） .....	39
国立大学法人法施行規則 .....	40
国立大学等の授業料その他の費用に関する省令 .....	44

## 国立大学法人法

### 目次

#### 第1章 総則

##### 第1節 通則（第1条～第8条）

##### 第2節 国立大学法人評価委員会（第9条）

#### 第2章 組織及び業務

##### 第1節 国立大学法人

##### 第1款 役員及び職員（第10条～第19条）

##### 第2款 経営協議会等（第20条・第21条）

##### 第3款 業務等（第22条・第23条）

##### 第2節 大学共同利用機関法人

##### 第1款 役員及び職員（第24条～第26条）

##### 第2款 経営協議会等（第27条・第28条）

##### 第3款 業務等（第29条）

#### 第3章 中期目標等（第30条・第31条）

#### 第4章 財務及び会計（第32条～第34条）

#### 第5章 雑則（第35条～第37条）

#### 第6章 罰則（第38条～第41条）

#### 附則

### 第1章 総則

#### 第1節 通則

##### （目的）

第1条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「国立大学」とは、別表第1の第2欄に掲げる大学をいう。

3 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

4 この法律において「大学共同利用機関」とは、別表第2の第2欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいう。

5 この法律において「中期目標」とは、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が達成すべき業務運営に関する目標であって、第30条第1項の規定により文部科学大臣が定めるものをいう。

6 この法律において「中期計画」とは、中期目標を達成するための計画であって、第31条第1項の規定により国立大学法人等が作成するものをいう。

7 この法律において「年度計画」とは、準用通則法（第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）をいう。以下同じ。）第31条第1項の規定により中期計画に基づき国立大学法人等が定める計画をいう。

8 この法律において「学則」とは、国立大学法人の規則のうち、修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項を定めたものをいう。（教育研究の特性への配慮）

第3条 国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。（国立大学法人の名称等）

第4条 各国立大学法人の名称及びその主たる事務所の所在地は、それぞれ別表第1の第1欄及び第3欄に掲げるとおりとする。

2 別表第1の第1欄に掲げる国立大学法人は、それぞれ同表の第2欄に掲げる国立大学を設置するものとする。

（大学共同利用機関法人の名称等）

第5条 各大学共同利用機関法人の名称及びその主たる事務所の所在地は、それぞれ別表第2の第1欄及び第3欄に掲げるとおりとする。

2 別表第2の第1欄に掲げる大学共同利用機関法人は、それぞれ同表の第2欄に掲げる研究分野について、文部科学省令で定めるところにより、大学共同利用機関を設置するものとする。

（法人格）

第6条 国立大学法人等は、法人とする。

（資本金）

第7条 各国立大学法人等の資本金は、附則第9条第2項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立大学法人等に追加して出資することができる。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第6項において「土地等」という。）を出資の目的として、国立大学法人等に追加して出資することができる。

4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算

定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付することができる。

- 5 国立大学法人等は、第2項又は第3項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。
- 6 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 国立大学法人等は、準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。

(名称の使用制限)

第8条 国立大学法人又は大学共同利用機関法人でない者は、その名称中に、それぞれ国立大学法人又は大学共同利用機関法人という文字を用いてはならない。

## 第2節 国立大学法人評価委員会

第9条 文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 国立大学法人等の業務の実績に関する評価にすること。
  - (2) その他この法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

## 第2章 組織及び業務

### 第1節 国立大学法人

#### 第1款 役員及び職員

(役員)

第10条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長及び監事2人を置く。

2 各国立大学法人に、役員として、それぞれ別表第1の第4欄に定める員数以内の理事を置く。

(役員の仕事及び権限)

第11条 学長は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第58条第3項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

2 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議(第5号において「役

員会」という。)の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見(国立大学法人等が第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。)及び年度計画に関する事項
- (2) この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他役員会が定める重要事項

3 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第12条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第1号に掲げる委員及び第2号に掲げる委員各同数をもって構成する会議(以下「学長選考会議」という。)の選考により行うものとする。

- (1) 第20条第2項第3号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営協議会において選出された者
- (2) 第21条第2項第3号又は第4号に掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 前項各号に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の3分の1を超えてはならない。

4 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 議長は、学長選考会議を主宰する。

6 この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

7 第2項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

8 監事は、文部科学大臣が任命する。

第13条 理事は、前条第7項に規定する者のうちから、学長が任命する。

2 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、

遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

第 14 条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

(役員任期)

第 15 条 学長の任期は、2 年以上 6 年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。

2 理事の任期は、6 年を超えない範囲内で、学長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

3 監事の任期は、2 年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。この場合において、当該役員がその最初の任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でなかったときの前条の規定の適用については、その再任の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者とみなす。

(役員欠格条項)

第 16 条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の理事又は監事となることができる。

(役員解任)

第 17 条 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該国立大学法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき、その役員を解任することができる。

4 前 2 項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国立大学法人の学長選考会議の申出により行うものとする。

5 学長は、第 1 項から第 3 項までの規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出る

とともに、これを公表しなければならない。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第 18 条 国立大学法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第 19 条 国立大学法人の役員及び職員は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その池の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

## 第 2 款 経営協議会等

(経営協議会)

第 20 条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する理事及び職員

(3) 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、次条第 1 項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの

3 前項第 3 号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の 2 分の 1 以上でなければならない。

4 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの

(3) 学則（国立大学法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(6) その他国立大学法人の経営に関する重要事項

5 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

6 議長は、経営協議会を主宰する。

(教育研究評議会)

第 21 条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する理事

(3) 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者

- (4) その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員
- 3 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。
- (1) 中期目標についての意見に関する事項（前条第4項第1号に掲げる事項を除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（前条第4項第2号に掲げる事項を除く。）
- (3) 学則（国立大学法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他国立大学の教育研究に関する重要事項
- 4 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 5 議長は、教育研究評議会を主宰する。

### 第3款 業務等

- （業務の範囲等）
- 第22条 国立大学法人は、次の業務を行う。
- (1) 国立大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
- (7) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 国立大学法人は、前項第6号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 3 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 国立大学及び次条の規定により国立大学に附属して

設置される学校の授業料その他の費用に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（大学附属の学校）

第23条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園又は専修学校を附属させて設置することができる。

## 第2節 大学共同利用機関法人

### 第1款 役員及び職員

（役員）

第24条 各大学共同利用機関法人に、役員として、その長である機構長及び監事2人を置く。

2 各大学共同利用機関法人に、役員として、それぞれ別表第2の第4欄に定める員数以内の理事を置く。

（役員の仕事及び権限）

第25条 機構長は、大学共同利用機関法人を代表し、その業務を総理する。

2 機構長は、次の事項について決定をしようとするときは、機構長及び理事で構成する会議（第5号において「役員会」という。）の議を経なければならない。

(1) 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項

(2) この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 当該大学共同利用機関その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) その他役員会が定める重要事項

3 理事は、機構長の定めるところにより、機構長を捕佐して大学共同利用機関法人の業務を掌理し、機構長に事故があるときはその職務を代理し、機構長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、大学共同利用機関法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、機構長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

（国立大学法人の役員及び職員に関する規定の準用）

第26条 第12条から第19条までの規定は、大学共同利用機関法人の役員及び職員について準用する。この場合において、これらの規定中「学長」とあるのは「機構長」と、「国立大学法人」とあるのは「大学共同利用機関法人」と、「学長選考会議」とあるのは「機構長選考会議」と読み替えるほか、第12条第2項第1号中「第20条第2項第3号」とあるのは「第27条第2項第3号」と、同項第2号中「第21条第2項第3号又は第4号」とあるのは「第28条第2項第3号から第5号まで」と、同条第7項中「大学」とあるのは「大学共同利用機関」と読み替えるものとする。

## 第2款 経営協議会等

(経営協議会)

第27条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 機構長
- (2) 機構長が指名する理事及び職員
- (3) 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、次条第1項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの

3 前項第3号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の2分の1以上でなければならない。

4 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの
- (3) 会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項

5 経営協議会に議長を置き、機構長をもって充てる。

6 議長は、経営協議会を主宰する。

(教育研究評議会)

第28条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- (1) 機構長
- (2) 機構長が指名する理事
- (3) 大学共同利用機関の長
- (4) その他教育研究評議会が定めるところにより機構長が指名する職員
- (5) 当該大学共同利用機関法人の役員及び職員以外の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するもの(前条第2項第3号に掲げる者を除く。)のうちから教育研究評議会が定めるところにより機構長が任命するもの

3 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項(前条第4

項第1号に掲げる事項を除く。)

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項(前条第4項第2号に掲げる事項を除く。)

(3) 教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(4) 職員のうち、専ら研究又は教育に従事する者の人事に関する事項

(5) 共同研究計画の募集及び選定に関する方針並びに共同研究の実施に関する方針に係る事項

(6) 大学院における教育その他大学における教育への協力に関する事項

(7) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(8) その他大学共同利用機関の教育研究に関する重要事項

4 教育研究評議会に議長を置き、機構長をもって充てる。

5 議長は、教育研究評議会を主宰する。

## 第3款 業務等

(業務の範囲等)

第29条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。

(1) 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。

(2) 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。

(3) 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。

(4) 当該大学共同利用機関における研究の成果(第2号の規定による大学共同利用機関の施設及び設備等の利用に係る研究の成果を含む。次号において同じ。)を普及し、及びその活用を促進すること。

(5) 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。

(6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 大学共同利用機関法人は、前項第5号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

## 第3章 中期目標等

(中期目標)

第30条 文部科学大臣は、6年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 教育研究の質の向上に関する事項
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (3) 財務内容の改善に関する事項
- (4) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期計画)

第31条 国立大学法人等は、前条第1項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- (4) 短期借入金の限度額
- (5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- (6) 剰余金の使途
- (7) その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

3 文部科学大臣は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 文部科学大臣は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 国立大学法人等は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

#### 第4章 財務及び会計

(積立金の処分)

第32条 国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定によ

る積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る前条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第22条第1項又は第29条第1項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 国立大学法人等は、第1項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び債券)

第33条 国立大学法人等は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、国立大学法人等は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 文部科学大臣は、前2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した国立大学法人等の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法（明治29年法律第89号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 国立大学法人等は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治32年法律第48号）第309条、第310条及び第311条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第34条 前条第1項又は第2項の規定により、長期借

入金をし、又は債券を発行する国立大学法人等は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

### 第5章 雑則

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第35条 独立行政法人通則法第3条、第7条第2項、第8条第1項、第9条、第11条、第14条から第17条まで、第24条から第26条まで、第28条、第31条から第50条まで、第52条、第53条、第61条及び第63条から第66条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上(左)欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下(右)欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第3項	個別法	国立大学法人法
第14条第1項	長(以下「法人の長」という。)	学長(大学共同利用機関法人にあっては、機構長。以下同じ。)
第14条第2項	法人の長	学長
	この法律	国立大学法人法
第14条第3項	第20条第1項	国立大学法人法第12条第7項(大学共同利用機関法人にあっては、同法第26条において準用する同項)
	法人の長	学長
第15条第2項、第16条及び第	法人の長	学長

24条から第26条まで		
第28条第2項	主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。)	文部科学省令
第31条第1項	前条第1項	国立大学法人法第31条第1項
	中期計画	同項に規定する中期計画(以下「中期計画」という。)
第31条第2項	前条第1項の認可を受けた後	国立大学法人法第31条第1項の認可を受けた後
第33条	中期目標の期間	国立大学法人法第30条第1項に規定する中期目標(以下「中期目標」という。)の期間
第34条第2項	考慮して	考慮するとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成15年法律第号)第16条第2項に規定する国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して
第38条第2項	監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び	監事及び会計監査人の意見

	会計監査人の意見。以下同じ。)	
第 38 条 第 4 項	及び監事	並びに監事及び会計監査人
第 39 条	独立行政法人 (その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。)	国立大学法人等
第 41 条	第 4 条 (第 2 項第 2 号を除く。)	第 4 条
	独立行政法人通則法第 39 条	国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 39 条
第 44 条 第 3 項	第 30 条第 1 項	国立大学法人法第 31 条第 1 項
第 44 条 第 5 項	個別法で定める	国立大学法人法第 32 条で定めるところによる
第 45 条 第 1 項	第 30 条第 2 項第 4 号	国立大学法人法第 31 条第 2 項第 4 号
第 45 条 第 5 項	個別法に別段の定めがある	国立大学法人法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定による
第 48 条 第 1 項	第 30 条第 2 項第 5 号	国立大学法人法第 31 条第 2 項第 5 号
第 50 条	この法律及びこれ	この法律及び国立大学法人法並びにこれ
第 52 条 第 3 項	実績及び中期計画の第 30 条第 2 項第 3 号の人件費の見積り	実績
第 65 条 第 1 項	個別法	国立大学法人法

(財務大臣との協議)

第 36 条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

(1) 第 7 条第 4 項の規定により基準を定めようとする

とき、又は同条第 8 項の規定により金額を定めようとするとき。

(2) 第 22 条第 2 項、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項、第 33 条第 1 項、第 2 項若しくは第 6 項若しくは第 34 条第 1 項又は準用通則法第 45 条第 1 項ただし書若しくは第 2 項ただし書若しくは準用通則法第 48 条第 1 項の規定による認可をしようとするとき。

(3) 第 30 条第 1 項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

(4) 第 32 条第 1 項又は準用通則法第 44 条第 3 項の規定による承認をしようとするとき。

(5) 準用通則法第 47 条第 1 号又は第 2 号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第 37 条 教育基本法 (昭和 22 年法律第 25 号) その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を国とみなして、これらの法令を準用する。

2 博物館法 (昭和 26 年法律第 285 号) その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

## 第 6 章 罰則

第 38 条 第 18 条 (第 26 条において準用する場合を含む。) の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 39 条 準用通則法第 64 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員若しくは職員又は大学共同利用機関法人の役員若しくは職員は、20 万円以下の罰金に処する。

第 40 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、20 万円以下の過料に処する。

(1) この法律又は準用通則法の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

(2) この法律又は準用通則法の規定により文部科学大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) この法律又は準用通則法の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

(4) 第 22 条第 1 項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

(5) 第 29 条第 1 項に規定する業務以外の業務を行っ

たとき。

- (6) 第 31 条第 4 項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。
- (7) 準用通則法第 9 条第 1 項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
- (8) 準用通則法第 33 条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。
- (9) 準用通則法第 38 条第 4 項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。
- (10) 準用通則法第 47 条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- (11) 準用通則法第 65 条第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第 41 条 第八条の規定に違反した者は、10 万円以下の過料に処する。

#### 附則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

(学長となるべき者の指名等に関する特例)

- 第 2 条 文部科学大臣は、この法律の施行の日において、この法律の施行の際現に附則別表第 1 の上(左)欄に掲げる大学の学長である者を、それぞれ同表の下(右)欄に掲げる国立大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、指名された者以外の者が新たに当該大学の学長となったときは、当該指名された者に代えて、当該学長を国立大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。
- 2 前項に規定する国立大学法人の学長となるべき者の指名については、準用通則法第 14 条第 3 項の規定は、適用しない。
  - 3 文部科学大臣は、附則別表第 1 の表の上(左)欄に掲げる大学の学長である者の任期の末日が平成 16 年 3 月 31 日であるときは、準用通則法第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、当該大学に設けられた選考会議(学長、副学長及び学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長(旧設置法(国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 15 年法律第 117 号。以下「整備法」という。)第 2 条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和 24 年法律第 150 号)をいう。以下同じ。)第 7 条の 3 第 1 項に規定する評議会の評議員その他これに準ずる者を含む。)並びに旧設置法第 7 条の 2 第 1 項に規定する運営諮問会議の委員のうち当該大学が定める者で構成する会議をいう。)において第 12 条第 7 項に規定す

る者のうちから選考された者を、当該大学の学長の申出に基づき、国立大学法人の成立の日において、同表の下(右)欄に掲げる国立大学法人の学長として任命するものとする。

- 4 第 1 項の規定により指名され、準用通則法第 14 条第 2 項の規定により国立大学法人等の成立の時に学長に任命されたものとされる学長の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、附則別表第 1 の上(左)欄に掲げる大学の学長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(国立大学法人等の成立)

第 3 条 別表第 1 に規定する国立大学法人及び別表第 2 に規定する大学共同利用機関法人は、準用通則法第 17 条の規定にかかわらず、整備法第 2 条の規定の施行の時に成立する。

- 2 前項の規定により成立した国立大学法人等は、準用通則法第 16 条の規定にかかわらず、国立大学法人等の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(職員の引継ぎ等)

第 4 条 国立大学法人等の成立の際現に附則別表第 1 の上(左)欄に掲げる機関の職員である者(独立行政法人日本学生支援機構法(平成 15 年法律第 94 号)附則第 2 条又は独立行政法人海洋研究開発機構法(平成 15 年法律第 95 号)附則第 2 条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人海洋研究開発機構の職員となるものとされた者を除く。)は、別に辞命を発せられない限り、国立大学法人等の成立の日において、それぞれ同表の下(右)欄に掲げる国立大学法人等の職員となるものとする。

第 5 条 前条の規定により各国立大学法人等の職員となった者に対する国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 82 条第 2 項の規定の適用については、各国立大学法人等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第 6 条 附則第 4 条の規定により附則別表第 1 の上(左)欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員が同表の下(右)欄に掲げる国立大学法人等の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)に基づく退職手当は、支給しない。

- 2 各国立大学法人等は、前項の規定の適用を受けた当該国立大学法人等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第 2 条第 1 項に規定する職員(同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた

在職期間を当該国立大学法人等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 国立大学法人等の成立の日の前日に旧機関の職員として在職する者が、附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 各国立大学法人等は、国立大学法人等の成立の日の前日に旧機関の職員として在職し、附則第4条の規定により引き続いて附則別表第1の下(右)欄に掲げる国立大学法人等の職員となった者のうち国立大学法人等の成立の日から雇用保険法(昭和49年法律第116号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該国立大学法人等を退職したものであって、その退職した日まで旧機関の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第10条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第7条 附則第4条の規定により国立大学法人等の職員となった者であって、国立大学法人等の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和46年法律第73号)第7条第1項(同法附則第6条第2項、第7条第4項又は第8条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、国立大学法人等の成立の日において児童手当又は同法附則第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、国立大学法人等の成立の日において同法第7条第1項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第8条第2項(同法附則第6条第2項、第7条第4項又は第8条第4項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、国立大学法人等の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(各国立大学法人等の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第8条 国立大学法人等の成立の際現に存する国家公務員法第108条の2第1項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第4条の規定により各国立大学法人等に引き継がれる者であるものは、国立大学法人等の成立の際労働組合法(昭和24年法律第174号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、国立大学法人等の成立の日から起算して60日を経過する日までに、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第1項の規定により労働組合となったものについては、国立大学法人等の成立の日から起算して60日を経過する日までは、労働組合法第2条ただし書(第1号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)

第9条 国立大学法人等の成立の際現に国が有する権利及び義務(整備法第2条の規定による廃止前の国立学校特別会計法(昭和39年法律第55号。以下この項及び次条において「旧特別会計法」という。)附則第21項の規定により旧特別会計法に基づく国立学校特別会計(附則第11条第1項において「旧特別会計」という。)から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとされた繰入金に係る義務を含む。)のうち、各国立大学法人等が行う第22条第1項又は第29条第1項に規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立大学法人等が承継する。

2 前項の規定により各国立大学法人等が国の有する権利及び義務を承継したときは、当該国立大学法人等に承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額(国立大学法人にあっては、当該価額に附則第12条第1項の規定により当該国立大学法人が独立行政法人国立大学財務・経営センター(以下「センター」という。)に対して負担する債務の額を加えた額)を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立大学法人等に対し出資されたものとする。

3 前項に規定する財産のうち、土地については、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額をセンターに納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

- 4 文部科学大臣は、前項の規定により基準を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 5 第2項の財産の価額は、国立大学法人等の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第10条 国立大学法人等の成立の際、旧特別会計法第17条の規定に基づき文部科学大臣から旧機関の長に交付され、その経理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、国立大学法人等の成立の日において各国立大学法人等に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第11条 整備法第2条の規定の施行前に日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号。附則第14条第1項において「社会資本整備特別措置法」という。)第7条第6項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から旧特別会計に繰り入れられた金額(附則第9条第1項の規定により各国立大学法人等に承継されたものに限る。)は、附則第14条第1項の規定により国から当該国立大学法人等に対し無利子で貸し付けられたものとみなして、同条第4項及び第5項の規定を適用する。

- 2 前項に定めるもののほか、同項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

(センターの債務の負担等)

第12条 文部科学大臣が定める国立大学法人は、センターに対し、独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成15年法律第号)附則第8条第1項第2号の規定によりセンターが承継した借入金債務のうち、当該国立大学法人の施設及び設備の整備に要した部分として文部科学大臣が定める債務に相当する額の債務を負担する。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により債務を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 第1項の規定により債務を負担することとされた国立大学法人は、文部科学大臣が定めるところにより、センターが承継した借入金債務を保証するものとする。
- 4 第1項の規定により負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。
- 5 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第33条第2項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもって充ててはならない。

(国有財産の無償使用)

第13条 国は、国立大学法人等の成立の際現に各旧機関に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、各国立大学法人等の用に供するため、当該国立大学法人等に無償で使用させることができる。

- 2 国は、国立大学法人等の成立の際現に各旧機関の職員の住居の用に供されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、各国立大学法人等の用に供するため、当該国立大学法人等に無償で使用させることができる。

(国の無利子貸付け等)

第14条 国は、当分の間、国立大学法人等に対し、その施設の整備で社会資本整備特別措置法第2条第1項第2号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合における第35条の規定の適用については、同条の表第45条第5項の項中「第33条第1項又は第2項」とあるのは、「第33条第1項若しくは第2項又は附則第14条第1項」とする。

- 2 前項の国の貸付金の償還期間は、5年(2年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。
- 3 前項に定めるもののほか、第1項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 国は、第1項の規定により国立大学法人等に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

- 5 国立大学法人等が、第1項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第2項及び第3項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(旧設置法に規定する大学等に関する経過措置)

第15条 附則別表第1の上(左)欄に掲げる大学は、国立大学法人の成立の時に、それぞれ同表の下(右)欄に掲げる国立大学法人が第4条第2項の規定により設置する別表第1の第2欄に掲げる国立大学となるものとする。

- 2 旧設置法第9条に規定する国立久里浜養護学校は、国立大学法人筑波大学の成立の時に、国立大学法人筑波大学が第4条第2項の規定により設置する筑波大学に附属して設置される養護学校となるものとする。

る。

第 16 条 国立大学法人の成立の際現に附則別表第 2 の上(左)欄に掲げる国立短期大学に在学する学生が存する場合には、同表の中欄に掲げる国立大学法人は、当該学生が当該国立短期大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、同表の下(右)欄に掲げる短期大学（以下「新国立短期大学」という。）を設置する。

2 新国立短期大学は、前項に規定する学生が当該新国立短期大学に在学しなくなる日において、廃止するものとする。

3 第 1 項の規定により新国立短期大学を設置する国立大学法人に対する第 22 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「国立大学」とあるのは、「国立大学（附則別表第 2 の下(右)欄に掲げる新国立短期大学を含む。以下この条において同じ。）」とする。

4 附則別表第 2 の上(左)欄に掲げる国立短期大学は、国立大学法人の成立の時において、それぞれ同表の下(右)欄に掲げる新国立短期大学となるものとする。

第 17 条 国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 23 号）附則第 2 項の規定により平成 14 年 9 月 30 日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学並びに国立学校設置法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 7 号）附則第 2 項の規定により平成 15 年 9 月 30 日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学に在学する者は、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を、附則別表第 3 の上(左)欄に掲げる者ごとにそれぞれ同表の下(右)欄に掲げる国立大学において行うものとし、当該国立大学は、そのため必要な教育を行なうものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、当該国立大学の定めるところによる。

（不動産に関する登記）

第 18 条 各国立大学法人等が附則第 9 条第 1 項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置）

第 19 条 国立大学法人等の成立の際現に係属している

国立大学法人等が行う第 22 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に規定する業務に関する訴訟事件又は非訟事件であって各国立大学法人等が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、当該国立大学法人等を国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和 22 年法律第 194 号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。

（最初の教育研究評議会の評議員）

第 20 条 国立大学法人等の成立後の最初の第 21 条第 1 項及び第 28 条第 1 項に規定する教育研究評議会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める評議員で組織するものとする。

(1) 国立大学法人の教育研究評議会 第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者

(2) 大学共同利用機関法人の教育研究評議会第 28 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者

（名称の使用制限に関する経過措置）

第 21 条 この法律の施行の際現にその名称中に国立大学法人又は大学共同利用機関法人という文字を用いている者については、第 8 条の規定は、この法律の施行後 6 月間は、適用しない。

（政令への委任）

第 22 条 附則第 2 条及び第 4 条から前条までに定めるもののほか、国立大学法人等の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則別表第 1（附則第 2 条、附則第 4 条、附則第 6 条、附則第 15 条関係）（該当箇所のみ抜粋）

機 関	国立大学法人等
旧設置法第 3 条第 1 項の表に掲げる千葉大学	国立大学法人千葉大学
旧設置法第 3 条第 1 項の表に掲げる東京大学	国立大学法人東京大学
旧設置法第 3 条第 1 項の表に掲げる東京医科歯科大学	国立大学法人東京医科歯科大学

附則別表第 2（附則第 16 条関係）（略）

附則別表第 3（附則第 17 条関係）（略）

別表第 1（第 2 条、第 4 条、第 10 条、附則第 3 条、附則第 15 条関係）

国立大学法人 の名称	国立大学の名称	主たる 事務所 の所在 地	理事 の員 数

国立大学法人 北海道大学	北海道大学	北海道	7
国立大学法人 北海道教育大学	北海道教育大学	北海道	4
国立大学法人 室蘭工業大学	室蘭工業大学	北海道	3
国立大学法人 小樽商科大学	小樽商科大学	北海道	2
国立大学法人 帯広畜産大学	帯広畜産大学	北海道	2
国立大学法人 旭川医科大学	旭川医科大学	北海道	4
国立大学法人 北見工業大学	北見工業大学	北海道	2
国立大学法人 弘前大学	弘前大学	青森県	5
国立大学法人 岩手大学	岩手大学	岩手県	4
国立大学法人 東北大学	東北大学	宮城県	7
国立大学法人 宮城教育大学	宮城教育大学	宮城県	3
国立大学法人 秋田大学	秋田大学	秋田県	5
国立大学法人 山形大学	山形大学	山形県	5
国立大学法人 福島大学	福島大学	福島県	4
国立大学法人 茨城大学	茨城大学	茨城県	4
国立大学法人 筑波大学	筑波大学	茨城県	8
国立大学法人 宇都宮大学	宇都宮大学	栃木県	4
国立大学法人 群馬大学	群馬大学	群馬県	5
国立大学法人 埼玉大学	埼玉大学	埼玉県	4

埼玉大学			
国立大学法人 千葉大学	千葉大学	千葉県	6
国立大学法人 東京大学	東京大学	東京都	7
国立大学法人 東京医科歯科大学	東京医科歯科大学	東京都	5
国立大学法人 東京外国語大学	東京外国語大学	東京都	3
国立大学法人 東京学芸大学	東京学芸大学	東京都	4
国立大学法人 東京農工大学	東京農工大学	東京都	4
国立大学法人 東京芸術大学	東京芸術大学	東京都	4
国立大学法人 東京工業大学	東京工業大学	東京都	4
国立大学法人 東京海洋大学	東京海洋大学	東京都	4
国立大学法人 お茶の水女子大学	お茶の水女子大学	東京都	4
国立大学法人 電気通信大学	電気通信大学	東京都	4
国立大学法人 一橋大学	一橋大学	東京都	4
国立大学法人 横浜国立大学	横浜国立大学	神奈川県	4
国立大学法人 新潟大学	新潟大学	新潟県	6
国立大学法人 長岡技術科学大学	長岡技術科学大学	新潟県	3
国立大学法人 上越教育大学	上越教育大学	新潟県	3
国立大学法人 富山大学	富山大学	富山県	4

国立大学法人 富山医科薬科大学	富山医科薬科大学	富山県	5
国立大学法人 金沢大学	金沢大学	石川県	6
国立大学法人 福井大学	福井大学	福井県	6
国立大学法人 山梨大学	山梨大学	山梨県	6
国立大学法人 信州大学	信州大学	長野県	6
国立大学法人 岐阜大学	岐阜大学	岐阜県	5
国立大学法人 静岡大学	静岡大学	静岡県	4
国立大学法人 浜松医科大学	浜松医科大学	静岡県	4
国立大学法人 名古屋大学	名古屋大学	愛知県	7
国立大学法人 愛知教育大学	愛知教育大学	愛知県	4
国立大学法人 名古屋工業大学	名古屋工業大学	愛知県	3
国立大学法人 豊橋技術科学大学	豊橋技術科学大学	愛知県	3
国立大学法人 三重大学	三重大学	三重県	5
国立大学法人 滋賀大学	滋賀大学	滋賀県	4
国立大学法人 滋賀医科大学	滋賀医科大学	滋賀県	4
国立大学法人 京都大学	京都大学	京都府	7
国立大学法人 京都教育大学	京都教育大学	京都府	3
国立大学法人 京都工芸繊維大学	京都工芸繊維大学	京都府	4

大学			
国立大学法人 大阪大学	大阪大学	大阪府	7
国立大学法人 大阪外国語大学	大阪外国語大学	大阪府	2
国立大学法人 大阪教育大学	大阪教育大学	大阪府	4
国立大学法人 兵庫教育大学	兵庫教育大学	兵庫県	3
国立大学法人 神戸大学	神戸大学	兵庫県	8
国立大学法人 奈良教育大学	奈良教育大学	奈良県	2
国立大学法人 奈良女子大学	奈良女子大学	奈良県	4
国立大学法人 和歌山大学	和歌山大学	和歌山県	4
国立大学法人 鳥取大学	鳥取大学	鳥取県	5
国立大学法人 島根大学	島根大学	島根県	6
国立大学法人 岡山大学	岡山大学	岡山県	7
国立大学法人 広島大学	広島大学	広島県	7
国立大学法人 山口大学	山口大学	山口県	5
国立大学法人 徳島大学	徳島大学	徳島県	5
国立大学法人 鳴門教育大学	鳴門教育大学	徳島県	3
国立大学法人 香川大学	香川大学	香川県	6
国立大学法人 愛媛大学	愛媛大学	愛媛県	5
国立大学法人 高知大学	高知大学	高知県	6

国立大学法人 福岡教育大学	福岡教育大学	福岡県	3
国立大学法人 九州大学	九州大学	福岡県	8
国立大学法人 九州工業大学	九州工業大学	福岡県	4
国立大学法人 佐賀大学	佐賀大学	佐賀県	6
国立大学法人 長崎大学	長崎大学	長崎県	6
国立大学法人 熊本大学	熊本大学	熊本県	6
国立大学法人 大分大学	大分大学	大分県	6
国立大学法人 宮崎大学	宮崎大学	宮崎県	6
国立大学法人 鹿児島大学	鹿児島大学	鹿児島県	6
国立大学法人 鹿屋体育大学	鹿屋体育大学	鹿児島県	2
国立大学法人 琉球大学	琉球大学	沖縄県	5
国立大学法人 総合研究大学院大学	総合研究大学院大学	神奈川県	2
国立大学法人 政策研究大学院大学	政策研究大学院大学	神奈川県	2
国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	石川県	4
国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学	奈良県	4
国立大学法人 筑波技術短期大学	筑波技術短期大学	茨城県	2

国立大学法人 高岡短期大学	高岡短期大学	富山県	2
------------------	--------	-----	---

備考

- 1 総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学及び奈良先端科学技術大学院大学は、学校教育法第68条に規定する大学とする。
- 2 総合研究大学院大学は、大学共同利用機関法人並びに独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人メディア教育開発センターとの緊密な関係及び協力の下に教育研究を行うものとする。
- 3 筑波技術短期大学及び高岡短期大学は、学校教育法第69条の2第2項に規定する短期大学とする。
- 4 この表の各項の第4欄に掲げる理事の員数が2人である当該各項の第1欄に掲げる国立大学法人が1人以上の非常勤の理事を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第4欄中「2」とあるのは、「3」とする。

別表第2（第2条、第5条、第24条、附則第3条関係）  
（略）

◎ 独立行政法人通則法の読替表【第35条関係】

(傍線部は読替部分)

(破線部は準用する以上当然の部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(業務の公共性、透明性及び自主性)</p> <p>第3条 <u>独立行政法人</u>は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。</p> <p>2 <u>独立行政法人</u>は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。</p> <p>3 この法律及び<u>国立大学法人法</u>の運用に当たっては、<u>独立行政法人</u>の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。</p> <p>(事務所)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>独立行政法人</u>は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。</p> <p>(財産的基礎)</p> <p>第8条 <u>独立行政法人</u>は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登記)</p> <p>第9条 <u>独立行政法人</u>は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。</p> <p>(民法の準用)</p> <p>第11条 民法(明治29年法律第89号)第44条及び第50条の規定は、<u>独立行政法人</u>について準用する。</p> <p>第3節 設立</p> <p>(法人の長及び監事となるべき者)</p> <p>第14条 <u>文部科学大臣</u>は、<u>独立行政法人</u>の<u>学長</u>(<u>大学共同利用機関法人</u>にあっては、<u>機構長</u>。以下同じ。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。</p>	<p>(業務の公共性、透明性及び自主性)</p> <p>第3条 <u>独立行政法人</u>は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。</p> <p>2 <u>独立行政法人</u>は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。</p> <p>3 この法律及び<u>個別法</u>の運用に当たっては、<u>独立行政法人</u>の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。</p> <p>(事務所)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>独立行政法人</u>は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。</p> <p>(財産的基礎)</p> <p>第8条 <u>独立行政法人</u>は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登記)</p> <p>第9条 <u>独立行政法人</u>は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。</p> <p>(民法の準用)</p> <p>第11条 民法(明治29年法律第89号)第44条及び第50条の規定は、<u>独立行政法人</u>について準用する。</p> <p>第3節 設立</p> <p>(法人の長及び監事となるべき者)</p> <p>第14条 <u>主務大臣</u>は、<u>独立行政法人</u>の<u>長</u>(以下「<u>法人の長</u>」<u>という</u>。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。</p>

2 前項の規定により指名された学長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時ににおいて、国立大学法人法の規定により、それぞれ学長又は監事に任命されたものとする。

3 国立大学法人法第12条第7項(大学共同利用機関法人にあたっては、同法第26条において準用する同項)の規定は、第1項の学長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第15条 文部科学大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出るとともに、その事務を前条第1項の規定により指名された学長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第16条 第14条第1項の規定により指名された学長となるべき者は、前条第2項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第17条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第2章 役員及び職員

(代表権の制限)

第24条 独立行政法人と学長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第25条 学長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第26条 独立行政法人の職員は、学長が任命する。

第3章 業務運営

第1節 業務

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第20条第1項の規定は、第1項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第15条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第1項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第16条 第14条第1項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第2項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第17条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第2章 役員及び職員

(代表権の制限)

第24条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第25条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第26条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第3章 業務運営

第1節 業務

(業務方法書)

- 第 28 条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 3 文部科学大臣は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第 1 項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第 2 節 中期目標等

(年度計画)

- 第 31 条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、国立大学法人法第 31 条第 1 項の認可を受けた同項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）に基づき、文部科学省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第 1 項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について国立大学法人法第 31 条第 1 項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

- 第 32 条 独立行政法人は、文部科学省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 国立大学法人評価委員会は、第 1 項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、国立大学法人評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に

(業務方法書)

- 第 28 条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令文は省令をいう。以下同じ。）で定める。
- 3 主務大臣は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第 1 項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第 2 節 中期目標等

(年度計画)

- 第 31 条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第 1 項の認可を受けた中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第 1 項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第 1 項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

- 第 32 条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第 1 項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びそ

係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。

- 5 審議会は、第3項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、国立大学法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る事業報告書)

第33条 独立行政法人は、国立大学法人法第30条第1項に規程する中期目標(以下「中期目標」という。)の期間の終了後3月以内に、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を文部科学大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

- 第34条 独立行政法人は、文部科学省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮するとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成15年法律第 号)第16条第2項に規定する国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第32条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第35条 文部科学大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができる。

#### 第4章 財務及び会計

(事業年度)

第36条 独立行政法人の事業年度は、毎年4月1日に始ま

の勧告の内容)を公表しなければならない。

- 5 審議会は、第3項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る事業報告書)

第33条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後3月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

- 第34条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第32条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第35条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

#### 第4章 財務及び会計

(事業年度)

第36条 独立行政法人の事業年度は、毎年4月1日に始ま

り、翌年3月31日に終わる

- 2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の3月31日（1月1日から3月31日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の3月31日）に終わるものとする。

（企業会計原則）

第37条 独立行政法人の会計は、文部科学省令で定めるところにより原則として企業会計原則によるものとする。

（財務諸表等）

第38条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を文部科学大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を付けなければならない。

3 文部科学大臣は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 独立行政法人は、第1項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（会計監査人の監査）

第39条 国立大学法人等は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

（会計監査人の選任）

第40条 会計監査人は、文部科学大臣が選任する。

（会計監査人の資格）

第41条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号。）第4条の規定は、第39条

り、翌年3月31日に終わる。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の3月31日（1月1日から3月31日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の3月31日）に終わるものとする。

（企業会計原則）

第37条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（財務諸表等）

第38条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。

3 主務大臣は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 独立行政法人は、第1項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（会計監査人の監査）

第39条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

（会計監査人の選任）

第40条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

（会計監査人の資格）

第41条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第4条（第2項第2号を

<p>の会計監査人について準用する。この場合において、同法第4条第2項第1号中「第2条」とあるのは、「<u>国立大学法人法第35条</u>において準用する<u>独立行政法人通則法第39条</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>除く。</u>の規定は、第39条の会計監査人について準用する。この場合において、同法第4条第2項第1号中「第2条」とあるのは、「<u>独立行政法人通則法第39条</u>」と読み替えるものとする。</p>	
<p>国立大学法人法第38条による読替後</p>	<p>通則法第41条による読替後</p>	<p>読替前の商法特例法</p>
<p>(会計監査人の資格)</p> <p>第4条 会計監査人は、公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。</p> <p>2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。</p> <p>(1) 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第24条又は第34条の11の規定により、大会社の<u>国立大学法人法第35条</u>において準用する<u>独立行政法人通則法第39条</u>に掲げるものについて監査をすることができない者</p> <p>(2) 大会社の子会社(商法第211条ノ2に規定する子会社をいう。以下同じ。)若しくは連結子会社若しくはそれらの取締役、執行役(第21条の5第1項第4号に規定する執行役をいう。以下この節において同じ。)若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者</p> <p>(3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p> <p>(4) 監査法人でその社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第2号に掲げる者であるもの</p>	<p>(会計監査人の資格)</p> <p>第4条 会計監査人は、公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。</p> <p>2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。</p> <p>(1) 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第24条又は第34条の11の規定により、大会社の<u>独立行政法人通則法第39条</u>に掲げるものについて監査をすることができない者</p> <p>((2)準用なし)</p> <p>(3) 業務の停止の処分を受け、その停止期間を経過しない者</p> <p>(4) 監査法人でその社員のうち前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第2号に掲げる者であるもの</p>	<p>(会計監査人の資格)</p> <p>第4条 会計監査人は、公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。</p> <p>2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。</p> <p>(1) 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第24条又は第34条の11の規定により、大会社の<u>第2条</u>に掲げるものについて監査をすることができない者</p> <p>(2) 大会社の子会社(商法第211条ノ2に規定する子会社をいう。以下同じ。)若しくは連結子会社若しくはそれらの取締役、執行役(第21条の5第1項第4号に規定する執行役をいう。以下この節において同じ。)若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者</p> <p>(3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p> <p>(4) 監査法人でその社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第2号に掲げる者であるもの</p>
<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第42条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての<u>文部科学大臣</u>の第38条第1項の承認の時までとする。</p> <p>(会計監査人の解任)</p> <p>第43条 <u>文部科学大臣</u>は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。</p> <p>(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこ</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第42条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての<u>主務大臣</u>の第38条第1項の承認の時までとする。</p> <p>(会計監査人の解任)</p> <p>第43条 <u>主務大臣</u>は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。</p> <p>(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこ</p>	

れに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

- 第44条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 独立行政法人は、第1項に規定する残余があるときは、文部科学大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を国立大学法人法第31条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第2項第6号の剰余金の用途に充てることできる。
- 4 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 第1項の規定による積立金の処分については、国立大学法人法第32条に定めるところによる。

(借入金等)

- 第45条 独立行政法人は、中期計画の国立大学法人法第31条第2項第4号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして文部科学大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部科学大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。
- 4 文部科学大臣は、第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 独立行政法人は、国立大学法人法第33条第1項又は第2項の規定による場合を除くほか、長期借入金及び債券発行を行うことができない。

(財源措置)

第46条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に

れに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

- 第44条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 独立行政法人は、第1項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第2項第6号の剰余金の用途に充てることできる。
- 4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 第1項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(借入金等)

- 第45条 独立行政法人は、中期計画の第30条第2項第4号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。
- 4 主務大臣は、第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行を行うことができない。

(財源措置)

第46条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に

対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第47条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- (3) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第48条 独立行政法人は、文部科学省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において国立大学法人法第31条第2項第5号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第49条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第50条 この法律並びに国立大学法人法及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第5章 人事管理

第1節 特定独立行政法人

(役員の報酬等)

第52条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の

対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第47条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- (3) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第48条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第30条第2項第5号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第49条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第50条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第5章 人事管理

第1節 特定独立行政法人

(役員の報酬等)

第52条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の

実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第53条 文部科学大臣は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を国立大学法人評価委員会に通知するものとする。

2 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、文部科学大臣に対し、意見を申し出ることができる。

## 第2節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員の兼職禁止)

第61条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(職員の給与等)

第63条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

## 第6章 雑則

(報告及び検査)

第64条 文部科学大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

実績及び中期計画の第30条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第53条 主務大臣は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

## 第2節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員の兼職禁止)

第61条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(職員の給与等)

第63条 特定行政独立法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

## 第6章 雑則

(報告及び検査)

第64条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第 65 条 文部科学大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、国立大学法人法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による文部科学大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を文部科学大臣に報告しなければならない。

(解散)

第 66 条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(違法行為等の是正)

第 65 条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第 66 条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

## 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律要綱

- 第1 国立学校設置法(昭和24年法律第150号)及び国立学校特別会計法(昭和39年法律第55号)を廃止すること。
- 第2 国立大学法人法等の施行に伴い、次の関係法律について、所要の改正を行うこと。
- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)
  - 2 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)
  - 3 旅館業法(昭和23年法律第138号)
  - 4 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)
  - 5 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)
  - 6 教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)
  - 7 社会教育法(昭和24年法律第207号)
  - 8 学校施設の確保に関する政令(昭和24年政令第34号)
  - 9 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律(昭和25年法律第62号)
  - 10 地方税法(昭和25年法律第226号)
  - 11 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)
  - 12 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)
  - 13 国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)
  - 14 学校図書館法(昭和28年法律第185号)
  - 15 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和28年法律第238号)
  - 16 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)
  - 17 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和29年法律第157号)
  - 18 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)
  - 19 地力財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号)
  - 20 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和31年法律第82号)
  - 21 国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)
  - 22 国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和32年法律第117号)
  - 23 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に

対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和32年法律第145号)

- 24 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- 25 スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)
- 26 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)
- 27 所得税法(昭和40年法律第33号)
- 28 法人税法(昭和40年法律第34号)
- 29 印紙税法(昭和42年法律第23号)
- 30 登録免許税法(昭和42年法律第35号)
- 31 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)
- 32 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和49年法律第2号)
- 33 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和57年法律第89号)
- 34 研究交流促進法(昭和61年法律第57号)
- 35 消費税法(昭和63年法律第108号)
- 36 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成9年法律第65号)
- 37 大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)
- 38 財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成9年法律第109号)
- 39 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)
- 40 国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)
- 41 独立行政法人航海訓練所法(平成11年法律第213号)
- 42 産業技術力強化法(平成12年法律第44号)
- 43 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)
- 44 知的財産基本法(平成14年法律第122号)
- 45 放送大学学園法(平成14年法律第156号)
- 46 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)
- 47 総務省設置法(平成11年法律第91号)
- 48 文部科学省設置法(平成11年法律第96号)

### 第3 附則

本法の施行期日及び本法の施行に伴う所要の経過措置等を規定すること。

## 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (抄)

(趣旨)

第1条 この法律は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)、独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)、独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成15年法律第114号)、独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成15年法律第115号)、及び独立行政法人メディア教育開発センター法(平成15年法律第116号)の施行に伴う関係法律の整備等を行うものとする。

(国立学校設置法等の廃止)

第2条 次に掲げる法律は、廃止する。

- (1) 国立学校設置法(昭和24年法律第150号)
- (2) 国立学校特別会計法(昭和39年法律第55号)

(学校教育法の一部改正)

第3条 学校教育法(昭和22年法律第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「国」の下に「(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。)」を加える。

第68条の2第3項中「国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第3章の5に規定する大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学評価・学位授与機構」に改める。

第87条の2中「国立学校設置法並びに」を削る。

(以下略)

## 国立大学法人法施行令

内閣は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第7条第7項、第16条第2項(第26条において準用する場合を含む。)、第22条第1項第6号、第29条第1項第5号、第32条第4項、第33条第1項、第2項及び第8項、第37条並びに附則第9条第1項、第2項及び第6項、第11条第2項、第12条第4項、第13条、第14条第2項、第3項及び第5項、第18条、第19条並びに第22条並びに附則別表第1の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第1章 評価委員及び役員(第1条・第2条)

第2章 出資の対象(第3条)

第3章 積立金及び国庫納付金(第4条～第7条)

第4章 長期借入金及び国立大学法人等債券(第8条～第21条)

第5章 雑則(第22条～第24条)

附則

### 第1章 評価委員及び役員

(評価委員の任命等)

第1条 国立大学法人法(以下「法」という。)第7条第6項の評価委員は、必要の都度、同条第3項の規定により出資を受ける国立大学法人又は大学共同利用機関法人ごとに、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

- (1) 財務省の職員 1人
- (2) 文部科学省の職員 1人
- (3) 当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人の役員 1人
- (4) 学識経験のある者 2人

2 法第7条第6項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の1致によるものとする。

3 法第7条第6項の規定による評価に関する庶務は、国立大学法人への出資に係るものについては文部科学省高等教育局大学課において、大学共同利用機関法人への出資に係るものについては文部科学省研究振興局学術機関課において処理する。

(教育公務員の範囲)

第2条 法第16条第2項(法第26条において準用する場合を含む。)の政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長又は教授の職にある者(当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。)
- (2) 教育公務員特例法施行令(昭和24年政令第6号)第11条第3項に規定する者で前号に掲げる者に準

ずるもの

## 第2章 出資の対象

第3条 法第22条第1項第6号及び第29条第1項第5号の政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第2条第1項の特定大学技術移転事業とする。

## 第3章 積立金及び国庫納付金

（積立金の処分に係る承認の手続）

第4条 国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る準用通則法（法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）をいう。）第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は1部を法第32条第1項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を文部科学大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

(1) 法第32条第1項の規定による承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の文部科学省令で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

第5条 国立大学法人等は、法第32条第3項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、前条第1項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 文部科学大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第6条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第7条 国庫納付金は、一般会計に帰属する。

## 第4章 長期借入金及び国立大学法人等債券

（土地の取得等）

第8条 法第33条第1項の政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置（以下この条において「土地の取得等」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 国立大学の附属病院の用に供するために行う土地の取得等

(2) 国立大学法人等の施設の移転のために行う土地の取得等

（借換えの対象となる長期借入金又は債券等）

第9条 法第33条第2項本文の政令で定める長期借入金又は債券は、同条第1項の規定により施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるためにした長期借入金又は発行した債券（同条第2項の規定によりした長期借入金又は発行した債券を含む。以下この条において「既往の長期借入金等」という。）とし、同条第2項ただし書の政令で定める期間は、次条の文部科学省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。

（長期借入金又は債券の償還期間）

第10条 法第33条第1項の規定による長期借入金又は債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は当該債券の発行により調達する資金の使途に応じて文部科学省令で定める期間を超えてはならない。

（長期借入金の借入れの認可）

第11条 国立大学法人等は、法第33条第1項又は第2項の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(1) 借入れを必要とする理由

(2) 長期借入金金額

(3) 借入先

(4) 長期借入金の利率

(5) 長期借入金の償還の方法及び期限

(6) 利息の支払の方法及び期限

(7) その他文部科学大臣が必要と認める事項

2 前項の申請書には、長期借入金の借入れにより調達する資金の使途を記載した書面を添付しなければならない。

（国立大学法人等債券の形式）

第12条 法第33条第1項又は第2項の規定により発行

する債券（以下「国立大学法人等債券」という。）は、無記名利札付きとする。

（国立大学法人等債券の発行の方法）

第 13 条 国立大学法人等債券の発行は、募集の方法による。

（国立大学法人等債券申込証）

第 14 条 国立大学法人等債券の募集に応じようとする者は、国立大学法人等債券の申込証（以下「国立大学法人等債券申込証」という。）にその引き受けようとする国立大学法人等債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある国立大学法人等債券（次条第 2 項において「振替国立大学法人等債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該国立大学法人等債券の振替を行うための口座（同条第 2 項において「振替口座」という。）を国立大学法人等債券申込証に記載しなければならない。

3 国立大学法人等債券申込証は、国立大学法人等債券の募集をしようとする国立大学法人等が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 国立大学法人等債券の名称
- (2) 国立大学法人等債券の総額
- (3) 各国立大学法人等債券の金額
- (4) 国立大学法人等債券の利率
- (5) 国立大学法人等債券の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) 国立大学法人等債券の発行の価額
- (8) 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- (9) 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- (10) 応募額が国立大学法人等債券の総額を超える場合の措置
- (11) 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号
- (12) 社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）に規定する登録機関の商号

（国立大学法人等債券の引受け）

第 15 条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が国立大学法人等債券を引き受ける場合又は国立大学法人等債券の募集の委託を受けた会社が自ら国立大学法人等債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替国立大学法人等債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替国立大学法人等債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を当該振替国立大学法人等債券の募

集をした国立大学法人等に示さなければならない。

（国立大学法人等債券の成立の特則）

第 16 条 国立大学法人等債券の応募総額が国立大学法人等債券の総額に達しないときでも、国立大学法人等債券を成立させる旨を国立大学法人等債券申込証に記載したときは、その応募総額をもって国立大学法人等債券の総額とする。

（国立大学法人等債券の払込み）

第 17 条 国立大学法人等債券の募集が完了したときは、当該国立大学法人等債券の募集をした国立大学法人等は、遅滞なく、各国立大学法人等債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

（債券の発行）

第 18 条 国立大学法人等は、前条の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、国立大学法人等債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は国立大学法人等債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、国立大学法人等債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第 14 条第 3 項第 1 号から第 6 号まで、第 9 号、第 11 号及び第 12 号に掲げる事項並びに番号を記載し、国立大学法人等の学長又は機構長がこれに記名押印しなければならない。

（国立大学法人等債券原簿）

第 19 条 国立大学法人等は、国立大学法人等債券を発行したときは、主たる事務所に国立大学法人等債券の原簿（次項において「国立大学法人等債券原簿」という。）を備えて置かなければならない。

2 国立大学法人等債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 債券の発行の年月日
- (2) 債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、債券の数及び番号）
- (3) 第 14 条第 3 項第 1 号から第 6 号まで、第 8 号、第 11 号及び第 12 号に掲げる事項
- (4) 元利金の支払に関する事項  
（利札が欠けている場合）

第 20 条 国立大学法人等債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、国立大学法人等は、これに応じなければならない。

（国立大学法人等債券の発行の認可）

第 21 条 国立大学法人等は、法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により国立大学法人等債券の発行の認可を受

けようとするときは、国立大学法人等債券の募集の日の20日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- (1) 発行を必要とする理由
- (2) 第14条第3項第1号から第8号まで及び第12号に掲げる事項
- (3) 国立大学法人等債券の募集の方法
- (4) 発行に要する費用の概算額
- (5) 第2号に掲げるもののほか、国立大学法人等債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 作成しようとする国立大学法人等債券申込証
- (2) 国立大学法人等債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面
- (3) 国立大学法人等債券の引受けの見込みを記載した書面

## 第5章 雑則

(他の法令の準用)

第22条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

- (1) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第29条の4第1項
- (2) 教育基本法（昭和22年法律第25号）第4条第2項及び第9条第2項
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9第4項
- (4) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第22条の3第2項から第4項まで
- (5) 医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項及び第6条
- (6) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の8、第29条第1項及び第4項、第29条の6第1項並びに第29条の7
- (8) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第4項及び第39条の5第1項
- (9) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条
- (10) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条（同法第87条第1項、第87条の2、第88条第1項から第3項まで及び第90条第3項において準用する場合を含む。）
- (11) 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第3項及び第4項並びに第38条の2第1項、第9項及び第10項
- (12) 結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項

- (13) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第12条第1項
- (14) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書、第15条第1項、第17条第1項第1号（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）、第21条（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）、第82条第5項及び第6項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）、第83条第3項（同法第84条第3項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）及び第138条第1項において準用する場合を含む。）、第122条第1項ただし書（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）並びに第125条第1項ただし書（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）
- (15) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第30条の15、第34条の3第2項及び第3項、第35条第1項及び第3項、第36条並びに第37条
- (16) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の5及び第60条の2第2項から第4項まで
- (17) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第9条（同法第23条第3項において準用する場合を含む。）
- (18) 海岸法（昭和31年法律第101号）第10条第2項
- (19) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第76条
- (20) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第50条
- (21) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第3条第1項第2号及び第2号の2
- (22) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第11条第2項、第20条第2項（同法第45条第1項において準用する場合を含む。）及び第23条第5項
- (23) 下水道法（昭和33年法律第79号）第41条
- (24) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第11条
- (25) 河川法（昭和39年法律第167号）第95条（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）
- (26) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項
- (27) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第7条第3項及び第8条第8項
- (28) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第42条第2項（同法第52条の2第2項（同法第57条の3第1項において準用する場合を含む。）、第53条第2項及び第65条第3項において準用する場合を含む。）

- む。)、第58条の2第1項第3号、第58条の6第1項、第59条第3項及び第4項、第63条第1項並びに第80条第1項
- (29) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第4項及び第13条
- (30) 著作権法(昭和45年法律第48号)第70条第2項、第78条第5項及び第107条第2項
- (31) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第51条の3第1項
- (32) 都市緑地保全法(昭和48年法律第72号)第5条第8項
- (33) 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第10条第1項第3号
- (34) 船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)第10条
- (35) 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第49条第3項
- (36) プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(昭和61年法律第65号)第26条
- (37) 集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第6条第1項第3号
- (38) 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)第13条
- (39) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)第4条第2項
- (40) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第33条第1項第3号
- (41) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第39条
- (42) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第14条
- (43) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第11条
- (44) 小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号)第29条第1項
- (45) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第16条第1項
- (46) 医療法施行令(昭和23年政令第326号)第1条、第3条第1項及び第4条の5
- (47) 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第23条
- (48) 診療放射線技師法施行令(昭和28年政令第385号)第14条

- (49) 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)第21条
- (50) 歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)第17条
- (51) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第11条第1号、第16条第1号、第22条第1号及び第28条第1号イ
- (52) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号)第19条
- (53) 理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和40年政令第327号)第16条
- (54) 視能訓練士法施行令(昭和46年政令第246号)第17条
- (55) 歯科衛生士法施行令(平成3年政令第226号)第9条
- (56) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令(平成4年政令第301号)第8条
- (57) 柔道整復師法施行令(平成4年政令第302号)第9条
- (58) 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令(平成4年政令第345号)第2条
- (59) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)第11条から第13条まで

2 前項の規定により次の表の上(左)欄に掲げる法令の規定を準用する場合には、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下(右)欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
児童福祉法第21条の9第4項	その主務大臣	当該病院を開設する国立大学法人
身体障害者福祉法第19条の2第1項	その主務大臣	当該病院若しくは診療所又は薬局を開設する国立大学法人
生活保護法第49条	その主務大臣	当該病院若しくは診療所又は薬局を開設する国立大学法人
結核予防法第36条第1項	その主務大臣	当該病院若しくは診療所又は薬局を開設する国立大学法人
土地収用法第21条第1項(同法第138条第1項において準用する)	行政機関若しくはその地方支分部局の長	国立大学法人等

場合を含む。)		
土地収用法第21条第2項(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)	行政機関又はその地方支分部局の長	国立大学法人等
土地収用法第122条第1項ただし書(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)	当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長	当該起業者である国立大学法人等
覚せい剤取締法第35条第1項	主務大臣	当該病院又は診療所を開設する国立大学法人
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第76条	除く。)及び次章の規定	除く。)
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第50条	前条及び次章	前条
母子保健法第20条第5項	その主務大臣	当該病院若しくは診療所又は薬局を開設する国立大学法人
原子力災害対策特別措置法第39条	第33条及び次章	第33条
医療法施行令第1条の表第7条第1項の項	主務大臣	当該病院、診療所又は助産所を開設しようとする国立大学法人
医療法施行令第1条の表第7条第3項の項	主務大臣	当該診療所の開設者である国立大学法人
医療法施行令第1条の表第8条の2第2項及び第9条第1項の項、第12条第2項の項、第24条第1項の項及び第28条の項	主務大臣	当該病院、診療所又は助産所開設者である国立大学法人

医療法施行令第1条の表第23条の2の項	主務大臣	当該病院又は診療所の開設者である国立大学法人
医療法施行令第1条の表第24条の2の項	主務大臣	当該特定機能病院の開設者である国立大学法人
医療法施行令第4条の5の表第4条第1項の項	主務大臣	当該病院、診療所又は助産所の開設者である国立大学法人
医療法施行令第4条の5の表第4条第2項の項	主務大臣	当該診療所の開設者である国立大学法人
診療放射線技師法施行令第14条の表	所管大臣	設置者である国立大学法人
保健師助産師看護師法施行令第21条の表	所管大臣	設置者である国立大学法人
歯科技工士法施行令第17条の表	所管大臣	設置者である国立大学法人
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第19条の表	所管大臣	設置者である国立大学法人
理学療法士及び作業療法士法施行令第16条の表	所管大臣	設置者である国立大学法人
視能訓練士法施行令第17条の表	所管大臣	設置者である国立大学法人
歯科衛生士法施行令第9条の表第3条の項、第4条第1項の項、第4条第2項の項、第5条の項及び第6条第1項の項	所管大臣	設置者である国立大学法人
歯科衛生士法施行令第9条の表第7条の項	所管大臣	その設置者である国立大学法人
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第8条の表	所管大臣	設置者である国立大学法人

柔道整復師法施行令第9条の表	所管大臣	設置者である国立大学法人
看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第2条の表	主務大臣	当該看護師等確保推進者を置く病院の開設者である国立大学法人

3 次の表の上(左)欄に掲げる法令の規定については、それぞれ同表の下(右)欄に掲げる国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

航空法(昭和27年法律第231号)第135条	国立大学法人等のうち、その業務の内容その他の事情を勘定して文部科学大臣及び国土交通大臣が指定するもの
種痘法(平成10年法律第83号)第6条第2項及び第3項、第38条第2項及び第3項並びに第47条第2項	国立大学法人等のうち、その業務の内容その他の事情を勘定して文部科学大臣及び農林水産大臣が指定するもの

第23条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人(独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。)とみなして、これらの規定を準用する。

- (1) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和22年法律第194号)第2条第4項、第6条の3、第7条第1項及び第4項並びに第8条(これらの規定を同法第9条において準用する場合を含む。)
- (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項及び第29条
- (3) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第47条第1項
- (4) 航空・鉄道事故調査委員会設置法(昭和48年法律第113号)第18条
- (5) 基盤技術研究円滑化法(昭和60年法律第65号)第7条第1号及び第11条第1号
- (6) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)第4条第7項及び第8項並びに第5条第1項
- (7) 多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号)第3条並びに第4条第1項、第2項及び第6項
- (8) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律(昭和63年法律第95号)第9条第2項第3号及び第27条
- (9) 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号)第31条
- (10) 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成

- 13年法律第86号)第15条第2項第1号
- (11) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第110条及び第19条第2項から第5項まで
- (12) 知的財産基本法(平成14年法律第122号)第30条
- (13) 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第39条
- (14) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)第15条第1項第3号口から二まで

2 次の表の上(左)欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下(右)欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。

医療法第7条の2第6項	同項の制令で定める独立行政法人
国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)第42条	独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人であって同条第2項に規定する特定独立行政法人以外のもの
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第1条、第2条第2項、第3条第1項、第6条第1項及び第2項、同条第3項及び第4項(同条第6項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)	同法第2条第2項の政令で定める独立行政法人
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第1条、第2条第1項及び第2項、第6条、第10条、第11条、第14条、第15条第1項及び第2項、同条第3項及び第4項(同条第7項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)	同法第2条第1項の政令で定める独立行政法人
第16条、第17条第1項、第18条第1項並びに第20条第1項	

3 電波法(昭和25年法律第131号)第104条第1項の規定については、国立大学法人等のうち業務の内容

その他の事情を勘案して文部科学大臣及び総務大臣が指定するものを同項の政令で定める独立行政法人とみなして、この規定を準用する。

第 24 条 政令以外の命令であって文部科学省令で定めるものについては、文部科学省令で定めるところにより、国立大学法人等を国又は独立行政法人とみなして、これらの命令を準用する。

#### 附則

(施行期日)

第 1 条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第 22 条第 1 項（第 45 号に係る部分に限る。）の規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の日又はこの政令の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(各大学共同利用機関法人に引き継がれる職員が属する旧大学共同利用機関)

第 2 条 法附則別表第 1 の大学共同利用機関法人人間文化研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるものは、国文学研究資料館、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所、国立民族学博物館及び国立歴史民俗博物館とする。

2 法附則別表第 1 の大学共同利用機関法人自然科学研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるものは、国立天文台、核融合科学研究所及び岡崎国立共同研究機構とする。

3 法附則別表第 1 の大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるものは、高エネルギー加速器研究機構とする。

4 法附則別表第 1 の大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるものは、国立極地研究所、国立遺伝学研究所、統計数理研究所及び国立情報学研究所とする。  
(国立大学法人等が承継しない権利及び義務)

第 3 条 法附則第 9 条第 1 項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

- (1) 法附則別表第 1 の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）に所属する土地、建物、立木竹、工作物、船舶及び航空機（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。附則第 5 条第 1 項第 1 号及び第十条第 1 項において「土地等」という。）のうち、文部科学大臣が財務大臣に協議して各国立大学法人等ごとに指定するもの以外のものに関する権利及び義務
- (2) 国立大学法人等の成立の際現に旧機関に使用されている物品のうち、文部科学大臣が指定するもの以外のものに関する権利及び義務
- (3) 国立大学法人等の業務に関し国が有する権利及

び義務のうち前 2 号に掲げるもの以外のものであって、文部科学大臣が指定するもの

(権利及び義務の承継の時期)

第 4 条 法附則第 9 条第 1 項に規定する権利及び義務は、国立大学法人等の成立の時に於て当該国立大学法人等が承継する。ただし、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 15 年法律第 117 号。以下「整備法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた国立学校特別会計（以下「旧特別会計」という。）における平成 15 年度の収入及び支出に関する事務に係るものについては、同年度の決算が完結した時に於て当該国立大学法人等が承継する。

(権利及び義務の承継の際出資があったものとされる財産等)

第 5 条 法附則第 9 条第 2 項の政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- (1) 附則第 3 条第 1 号の規定により指定された土地等
- (2) 前号に掲げるもののほか、文部科学大臣が指定するもの

2 法附則第 9 条第 2 項の政令で定める負債は、整備法第 2 条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和 39 年法律第 55 号）附則第 21 項の規定により旧特別会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとされた繰入金に係る負債とする。

(出資の時期)

第 6 条 法附則第 9 条第 1 項の規定により各国立大学法人等が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同条第 2 項に規定する金額は、政府から当該国立大学法人等に対し出資されたものとする。

(評価に関する規定の準用)

第 7 条 第 1 条の規定は、法附則第 9 条第 5 項の評価委員その他評価について準用する。この場合において、第 1 条第 1 項中「必要の都度、同条第 3 項の規定により出資を受ける国立大学法人又は大学共同利用機関法人」とあるのは「各国立大学法人又は各大学共同利用機関法人」と、同項第 3 号中「役員」とあるのは「役員（当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人が成立するまでの間は、当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人に係る法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 15 条第 1 項の設立委員）」と読み替えるものとする。

(国から承継した貸付金の償還期間等)

第 8 条 法附則第 11 条第 1 項の規定による貸付金（以下この条において「承継貸付金」という。）の償還期間は、次の各号に掲げる承継貸付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 平成 13 年度において産業投資特別会計社会資本

整備勘定から旧特別会計に繰り入れられた金額に係る承継貸付金 3年

(2) 平成14年度において産業投資特別会計社会資本整備勘定から旧特別会計に繰り入れられた金額に係る承継貸付金 4年(1年の据置期間を含む。)

2 前項に規定する期間は、国立大学法人等の成立の日から起算する。

3 附則第11条第3項及び第4項の規定は、承継貸付金について準用する。

(独立行政法人国立大学財務・経営センターに対して負担する債務の償還等)

第9条 法附則第12条第1項の規定による債務の負担及び同条第3項の規定による債務の保証に関し必要な事項は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

(国有財産の無償使用)

第10条 法附則第13条第1項の政令で定める国有財産は、国立大学法人等の成立の際現に専ら各旧機関に使用されている土地等とする。

2 前項の国有財産については、法第35条において準用する独立行政法人通則法第14条第1項の規定により指名を受けた学長又は機構長となるべき者が当該国立大学法人等の成立前に申請したときに限り、当該国立大学法人等に対し、無償で使用させることができる。

3 法附則第13条第2項の規定により国が国立大学法人等に無償で使用させることができる国有財産及び当該国有財産の使用に関し必要な手続は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

(国の貸付金の償還期間等)

第11条 法附則第14条第2項の政令で定める期間は、5年(2年の据置期間を含む。)とする。

2 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号)第5条第1項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定による貸付けの決定(以下この項において「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第14条第1項の規定による国の貸付金(以下この条において「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。

3 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

4 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前3項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

5 法附則第14条第5項の政令で定める場合は、前項(附則第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

(不動産に関する登記の特例)

第12条 国立大学法人等が法附則第9条第1項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記については、国立大学法人等を国とみなして、不動産登記法(明治32年法律第24号)第25条第1項、第30条、第31条、第35条第3項及び第61条、司法書士法(昭和25年法律第百97号)第68条第1項並びに土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第63条第1項の規定を準用する。この場合において、不動産登記法第31条第1項中「登記原因ヲ証スル書面及び登記義務者ノ承諾書」とあるのは「登記原因ヲ証スル書面」と、同法第35条第3項中「命令又ハ規則ヲ以テ指定セラレタル官庁又ハ公署ノ職員」とあるのは「国立大学法人ノ学長又ハ大学共同利用機関法人ノ機構長ガ指定シ其旨ヲ官報ヲ以テ公告シタル国立大学法人ノ役員若クハ職員又ハ大学共同利用機関法人ノ役員若クハ職員」と読み替えるものとする。

(国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

第13条 法附則第19条の規定により国立大学法人等を国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に規定する国又は行政庁とみなして同法の規定を適用する場合には、同法第2条第1項中「前条の訴訟」とあるのは「国立大学法人等を当事者又は参加人とする訴訟」と、同条第2項中「行政庁(国に所属するものに限る。第5条、第6条及び第8条において同じ。)の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟」とあるのは「前項の訴訟」と、「当該行政庁」とあるのは「当該国立大学法人等」と、同法第5条第1項及び第3項並びに第6条中「行政庁」とあるのは「国立大学法人等」と、同法第8条本文中「第2条、第5条第1項、第6条第2項、第6条の2第4項若しくは第5項、第6条の3第4項若しくは第5項又は前条第3項」とあるのは「第2条第1項若しくは第2項、第5条第1項又は第6条第2項」と、「行政庁」とあるのは「国立大学法人等」とする。

(健康保険法等の適用に関する経過措置)

第14条 国立大学法人等の成立前に健康保険法(大正11年法律第70号)、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、栄養士法(昭和22年法律第245号)、温泉法(昭和23年法律第125号)、化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)、

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)、医療法、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)、社会教育法(昭和24年法律第207号)、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、電波法、生活保護法、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)、結核予防法、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)、診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)、覚せい剤取締法、航空法、麻薬及び向精神薬取締法、歯科技工士法(昭和30年法律第168号)、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、水道法(昭和32年法律第177号)、銃砲刀剣類所持等取締法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)、下水道法、電気事業法(昭和39年法律第170号)、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)、母子保健法、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)、獣医療法(平成4年法律第46号)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、原子力災害対策特別措置法、健康増進法(平成14年法律第103号)、医療法施行令又は食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)の規定により旧機関について国に対しされた許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為であって、法附則第9条第1項の規定により各国立大学法人等が承継することとなる権利及び義務に係るものは、当該国立大学法人等の成立後は、それぞれの法令の規定により当該国立大学法人等に対しされた許可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 国立大学法人等の成立前に健康保険法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、食品衛生法、栄養士法、温泉法、化製場等に関する法律、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、教育職員免許法、社会教育法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、電波法、生活保護法、火薬類取締法、結核予防法、高圧ガス保安法、診療放射線技師法、覚せい剤取締法、航空法、麻薬及び向精神薬取締法、歯科技工士法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、水道法、銃砲刀剣類所持等取締法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律、下水道法、電気事業法、理学療法士及び作業療法士法、母子保健法、外国医師又は外国

歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律、獣医療法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、原子力災害対策特別措置法、健康増進法、医療法施行令又は食品衛生法施行令の規定により旧機関について国がしている届出その他の行為であって、法附則第9条第1項の規定により各国立大学法人等が承継することとなる権利及び義務に係るものは、当該国立大学法人等の成立後は、それぞれの法令の規定により当該国立大学法人等がした届出その他の行為とみなす。

(漁港漁場整備法等の適用に関する経過措置)

第15条 国立大学法人等の成立前に旧機関について国が漁港漁場整備法の規定により漁港管理者にした協議に基づく行為、港湾法の規定により港湾管理者とした協議に基づく行為、道路法(昭和27年法律第180号)の規定により道路管理者にした協議に基づく占有、都市公園法の規定により公園管理者とした協議に基づく占有、海岸法の規定により海岸管理者にした協議に基づく占有若しくは行為、下水道法の規定により公共下水道管理者とした協議に基づく行為、河川法の規定により河川管理者とした協議に基づく占有若しくは行為又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)の規定により道路管理者とした協議に基づく占有であって、各国立大学法人等の業務に係るものは、当該国立大学法人等の成立後は、それぞれ、当該国立大学法人等が漁港漁場整備法の規定により漁港管理者にした協議に基づく行為、港湾法の規定により港湾管理者とした協議に基づく行為、道路法の規定により受けた道路管理者の許可に基づく占有、都市公園法の規定により公園管理者とした協議に基づく占有、海岸法の規定により海岸管理者にした協議に基づく占有若しくは行為、下水道法の規定により公共下水道管理者とした協議に基づく行為、河川法の規定により河川管理者とした協議に基づく占有若しくは行為又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法の規定により受けた道路管理者の許可に基づく占有とみなす。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置)

第16条 国立大学法人等の成立前に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第402号。同法第2条第2項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。)の規定に基づき旧機関(国立久里浜養護学校(整備法による廃止前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第9条に規定する国立久里浜養護学校をいう。次項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)の長(行政機関の保有する情報の公開に

関する法律第 17 条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この項において同じ。) がした行為及び旧機関の長に対してされた行為は、国立大学法人等の成立後は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号。同法第 2 条第 2 項に規定する法人文書の開示に係る部分に限る。)の規定に基づき各国立大学法人等がした行為及び各国立大学法人等に対してされた行為とみなす。

- 2 国立大学法人等の成立前に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(同法第 2 条第 2 項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。)の規定に基づき国立久里浜養護学校の業務に係る行政文書に関して文部科学大臣(同法第 17 条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この項において同じ。)がした行為及び文部科学大臣に対してされた行為は、国立大学法人等の成立後は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(同法第 2 条第 2 項に規定する法人文書の開示に係る部分に限る。)の規定に基づき国立大学法人筑波大学がした行為及び国立大学法人筑波大学に対してされた行為とみなす。

(都市計画法の適用に関する経過措置)

第 17 条 国立大学法人等の成立前に旧機関について国が着手していた都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為であって、法附則第 9 条第 1 項の規定により各国立大学法人等が承継することとなる権利及び義務に係るものについての都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号及び第 2 項第 2 号、第 35 条の 2 第 1 項ただし書並びに第 43 条第 1 項第 5 号並びに都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号)第 34 条第 1 号の規定の適用については、当該開発行為を同法第 29 条第 1 項第 4 号に掲げる開発行為とみなす。この場合において、当該開発行為を行う各国立大学法人等は、その成立後速やかに、同法第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる事項を都道府県知事(当該開発行為が同法第 29 条第 1 項に規定する指定都市等の区域内において行われる場合においては、当該指定都市等の長)に通知するものとする。

(電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の 1 部を改正する法律による構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第 18 条 この政令の施行の日が電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の 1 部を改正する法律(平成 15 年法律第 125 号)附則第 47 条の規定の施行の日前である場合には、同条の規定の施行の日の前日までの間における第 23 条第 1 項第 13 号の規定の適用については、同号中「第 39 条」とあるのは、「第 40 条」とする。

## 国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

第 1 国立学校の授業料債権等に係る納入の告知の特例に関する政令(昭和 32 年政令第 63 号)、国立学校特別会計法施行令(昭和 39 年政令第 112 号)及び国立学校設置法施行令(昭和 59 年政令第 230 号)を廃止すること。

第 2 国立大学法人法等の施行に伴い、次の関係政令について、所要の改正を行うこと。

- 1 船舶安全法施行令(昭和 9 年勅令第 13 号)
- 2 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)
- 3 国有財産法施行令(昭和 23 年政令第 246 号)
- 4 医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)
- 5 教育公務員特例法施行令(昭和 24 年政令第 6 号)
- 6 公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)
- 7 地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)
- 8 道路運送車両法施行令(昭和 26 年政令第 254 号)
- 9 統計報告調整法施行令(昭和 27 年政令第 396 号)
- 10 国家公務員退職手当法施行令(昭和 28 年政令第 215 号)
- 11 学校給食法施行令(昭和 29 年政令第 212 号)
- 12 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法施行令(昭和 29 年政令第 312 号)
- 13 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)
- 14 地方財政再建促進特別措置法施行令(昭和 30 年政令第 333 号)
- 15 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 107 号)
- 16 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和 31 年政令第 337 号)
- 17 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和 32 年政令第 324 号)
- 18 首都圏整備法施行令(昭和 32 年政令第 333 号)
- 19 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和 33 年政令第 202 号)
- 20 国家公務員共済組合法施行令(昭和 33 年政令第 207 号)
- 21 産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める政令(昭和 33 年政令第 315 号)
- 22 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和 35 年政令第 259 号)
- 23 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和 35 年政令第 292 号)
- 24 航空機工業振興法施行令(昭和 35 年政令第 294 号)

- 25 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 215 号）
- 26 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）
- 27 地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）
- 28 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号）
- 29 独立行政法人等登記令（昭和 39 年政令第 28 号）
- 30 近畿圏整備法施行令（昭和 40 年政令第 159 号）
- 31 行政相談委員法第 2 条第 1 項第 1 号の法人を定める政令（昭和 41 年政令第 222 号）
- 32 中部圏開発整備法施行令（昭和 42 年政令第 20 号）
- 33 著作権法施行令（昭和 45 年政令第 335 号）
- 34 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号）
- 35 児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）
- 36 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 252 号）
- 37 日本学術会議法施行令（昭和 59 年政令第 160 号）
- 38 回路配置利用権等の登録に関する政令（昭和 60 年政令第 326 号）
- 39 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和 61 年政令第 287 号）
- 40 研究交流促進法施行令（昭和 61 年政令第 345 号）
- 41 獣医療法施行令（平成 4 年政令第 274 号）
- 42 地震防災対策特別措置法施行令（平成 7 年政令第 295 号）
- 43 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号）
- 44 産業技術力強化法施行令（平成 12 年政令第 206 号）
- 45 独立行政法人の組織、運営及び管理に関する共通的事項に関する政令（平成 12 年政令第 316 号）
- 46 船舶のトン数の測度に関する法律施行令（平成 12 年政令第 332 号）
- 47 年金資金運用基金法施行令（平成 13 年政令第 19 号）
- 48 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）
- 49 電波法施行令（平成 13 年政令第 245 号）
- 50 小型船舶登録令（平成 13 年政令第 381 号）
- 51 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 14 年政令第 199 号）
- 52 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成 15 年政令第 27 号）
- 53 放送大学学園法施行令（平成 15 年政令第 365 号）
- 54 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成 15 年政令第 369 号）

- 55 独立行政法人科学技術振興機構法施行令（平成 15 年政令第 439 号）
- 56 国立大学法人法施行令（平成 15 年政令第 478 号）
- 57 総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）
- 58 政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成 12 年政令第 270 号）

### 第 3 附則

- 1 この政令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行するものとする。
- 2 所要の経過措置を規定するものとする。

## 国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（抄）

内閣は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成 15 年法律第 113 号）、独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成 15 年法律第 115 号）、独立行政法人メディア教育開発センター法（平成 15 年法律第 116 号）及び国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 15 年法律第 117 号）の施行に伴い、並びに同法附則第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに第 8 条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。  
（国立学校の授業料債権等に係る納入の告知の特例に関する政令等の廃止）

第 1 条 次に掲げる政令は、廃止する

- (1) 国立学校の授業料債権等に係る納入の告知の特例に関する政令（昭和 32 年政令第 63 号）
- (2) 国立学校特別会計法施行令（昭和 39 年政令第 112 号）
- (3) 国立学校設置法施行令（昭和 59 年政令第 230 号）

（以下略）

## 国立大学法人法施行規則

(大学共同利用機関法人の設置する大学共同利用機関)

第1条 国立大学法人法(以下「法」という。)第5条第2項の規定により大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関は、別表第1の上欄に掲げる大学共同利用機関法人の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる大学共同利用機関とし、当該大学共同利用機関の目的は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(出資の認可の申請)

第2条 国立大学法人は、国立大学法人法第22条第2項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- (1) 出資先の名称、住所又は居所及び代表者名
- (2) 出資に係る財産の内容及び評価額
- (3) 出資を行う時期
- (4) 出資を必要とする理由
- (5) その他文部科学大臣が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 出資先の定款その他の基本約款
- (2) 出資先の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類
- (3) その他文部科学大臣が必要と認める書類

3 前2項の規定は、大学共同利用機関法人が法第29条第2項の認可を受けようとするときについて準用する。

(国立大学等の授業料その他の費用)

第3条 国立大学及び国立大学に附属して設置される学校の授業料その他の費用に関しては、他の法令に別段の定めがあるもののほか、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成16年文部科学省令第16号)の定めるところによる。

(国立大学の附属の学校)

第4条 法第23条の規定により別表第2の上(左)欄に掲げる国立大学に附属して設置される小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園(以下「附属学校」という。)は、それぞれ同表の下(右)欄に定めるとおりとする。

2 附属学校の名称は、別表第2の(左)欄の国立大学の名称に同表下(右)欄の学校の名称を附したものとす。

3 附属学校の位置は、別表第3に掲げるものを除き、当該附属学校が附属する国立大学を設置する国立大学法人の主たる事務所の所在地とする。

(国立大学の附属の専修学校)

第5条 法第23条の規定により別表第4の上欄に掲げる国立大学に附属して設置される専修学校は、それぞ

れ同表の下欄に定めるとおりとする。

(中期計画の作成・変更に係る事項)

第6条 国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)は、法第31条第1項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始30日前までに(国立大学法人等の最初の事業年度の属する中期計画については、国立大学法人等の成立後遅滞なく)、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 国立大学法人等は、法第31条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(中期計画記載事項)

第7条 法第31条第2項第7号に規定する文部科学省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 人事に関する計画
- (3) 中期目標の期間を超える債務負担
- (4) 積立金の使途
- (5) その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項

(業務方法書に記載すべき事項)

第8条 法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第28条第2項の文部科学省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第22条第1項第6号又は第29条第1項第5号に規定する出資の方法に関する基本的事項
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的事項
- (4) その他国立大学法人等の業務の執行に関して必要な事項

(年度計画の作成・変更に係る事項)

第9条 準用通則法(法第35条において準用する独立行政法人通則法をいう。以下同じ。)第31条第1項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 国立大学法人等は、準用通則法第31条第1項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(各事業年度の業務の実績の評価に係る事項)

第10条 国立大学法人等は、法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第32条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について国立

大学法人評価委員会の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に国立大学法人評価委員会に提出しなければならない。

- 2 国立大学法人評価委員会は、前項の評価を決定しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与するものとする。

(中期目標期間終了後の事業報告書の文部科学大臣への提出に係る事項)

第11条 準用通則法第33条の中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項)

第12条 国立大学法人等は、法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条第1項の規定により各中期目標の期間における業務の実績について国立大学法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に国立大学法人評価委員会に提出しなければならない。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の評価について準用する。

(会計の原則)

第13条 国立大学法人等の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

- 2 金融庁組織令(平成10年政令第392号)第24条第1項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

- 3 国立大学法人等に適用する会計の基準として文部科学大臣が別に公示する国立大学法人会計基準は、第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

(会計処理)

第14条 文部科学大臣は、国立大学法人等が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

- 2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第15条 法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第38条第1項に規定する文部科学省令

で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び国立大学法人等業務実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第16条 法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第38条第4項に規定する文部科学省令で定める期間は、6年とする。

(重要な財産の範囲)

第17条 法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第48条第1項に規定する文部科学省令で定める重要な財産は、土地、建物、船舶及び航空機並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第18条 国立大学法人等は、準用通則法第48条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び評価額
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 国立大学法人等の業務運営上支障がない旨及びその理由

(土地の譲渡に関する報告)

第19条 国立大学法人等は、毎事業年度、法第7条第4項の規定により条件を付して出資された土地の全部又は一部の譲渡(事業年度末までの譲渡の予定を含む。以下同じ。)を行ったときは、次に掲げる事項を記載した報告書を、当該譲渡を行った事業年度の2月末日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

- (1) 譲渡を行った土地の所在地及び面積
- (2) 譲渡を行った土地の帳簿価額及び譲渡価額
- (3) 法第7条第4項の文部科学大臣が定める基準により算定した額

2 前項の報告書には、当該譲渡に関する契約書の写しその他の譲渡を証する書類を添付しなければならない。

3 国立大学法人等は、第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

4 第2項の規定は、前項の報告書について準用する。(資本金の減少対象額等の通知等)

第20条 文部科学大臣は、法第7条第8項の規定により金額を定めたときは、次の各号に掲げる事項を同項に規定する財産を譲渡した国立大学法人等に通知するとともに、第2号に掲げる事項を独立行政法人国立大学財務・経営センター(以下この条において「センター」という。)に通知するものとする。

- (1) 法第7条第8項の規定により定めた金額

(2) 当該国立大学法人等がセンターに納付すべき金額

2 センターは、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、同項に規定する国立大学法人等に対し、同項第2号の金額の納付を請求しなければならない。

3 国立大学法人等は、前項の規定により請求があったときは、当該請求があった事業年度末までに、センターに対し第1項第2号の金額を納付しなければならない。

4 国立大学法人等は、法第7条第8項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に報告するものとする。

5 文部科学大臣は、前項の報告があった場合は、遅滞なく、その旨を財務大臣に報告するものとする。

(国立大学法人法施行令第10条に規定する文部科学省令で定める期間)

第21条 国立大学法人法施行令第10条に規定する文部科学省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 土地(次号括弧書に規定する土地を除く。) 10年間

(2) 施設(その用に供する土地を含む。) 25年間

(3) 設備 10年

(償還計画の認可の申請)

第22条 国立大学法人等は、法第34条第1項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、準用通則法第31条第1項前段の規定により年度計画を届出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

(1) 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

(2) 債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法

(3) 長期借入金及び債券の償還の方法及び期限

(4) その他必要な事項

(短期借入金の認可の申請)

第23条 国立大学法人等は、準用通則法第45条第1項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(1) 借入れを必要とする理由

(2) 借入金の額

(3) 借入先

(4) 借入金の利率

(5) 借入金の償還の方法及び期限

(6) 利息の支払の方法及び期限

(7) その他必要な事項

(剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認手続)

第24条 国立大学法人等は、準用通則法第44条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、準用通則法第44条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他文部科学大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に係る申請書の添付書類)

第25条 国立大学法人法施行令第4条第2項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第1項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他文部科学大臣が必要と認める事項を記載した書類とする。

(他の省令の準用)

第26条 次の省令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

(1) 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第159条第1項第6号

(2) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第14条

(3) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第3条の2第1項及び第43条

(4) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)第13条の6

(5) 生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第10条第1項

(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第12条

(7) 覚せい剤取締法施行規則(昭和26年厚生省令第30号)第14条並びに第17条第1項第16号及び第17号

(8) 麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和28年厚生省令第14号)第21条、第23条第1項、第24条から第26条まで及び第49条

(9) 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(昭和32年厚生省令第13号)第1条第1号及び第1条の3第1号

(10) 母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55

号) 第 12 条

(11) 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第 17 条及び歯科医師法第 17 条の特例等に関する法律施行規則 (昭和 62 年厚生省令第 47 号) 第 1 条

(12) 介護保険法施行規則 (平成 11 年厚生省令第 36 号) 第 126 条第 1 項

2 前項の規定により次の表の上(左)欄に掲げる省令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下(右)欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
覚せい剤取締法施行規則第 14 条第 2 項	主務大臣	当該覚せい剤施用機関を開設する国立大学法人
外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第 17 条及び歯科医師法第 17 条の特例等に関する法律施行規則第 1 条	主務大臣	当該病院の開設者である国立大学法人

第 27 条 次の省令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。

(1) 博物館法施行規則 (昭和 30 年文部省令第 24 号) 第 18 条及び第 21 条

(2) 社会教育調査規則 (昭和 35 年文部省令第 11 号) 第 6 条第 2 項第 1 号

附則

(施行期日)

第 1 条 この省令は、公布の日から施行する。

(成立の際の会計処理の特例)

第 2 条 国立大学法人等の成立の際法附則第 9 条第 2 項の規定により国立大学法人等に出資されたものとされる財産のうち償却資産 (附属病院に属する償却資産にあっては、別に文部科学大臣が指定するもの) 及び文部科学大臣が別に指定する償却資産については、第 14 条第 1 項の指定があったものとみなす。

(土地の譲渡に関する規定の準用)

第 3 条 第 19 条の規定は、法附則第 9 条第 3 項の規定により条件を付して出資されたものとされた土地の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、第 19 条第 1 項第 3 号中「法第 7 条第 4 項」とあるのは「法附則第 9 条第 3 項」と読み替えるものとする。

(寄附金の経理)

第 4 条 法附則第 10 条の規定により国立大学法人等に寄附されたものとされた委任経理金 (国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 15 年法律第 117 号) 第 2 条の規定による廃止前の国立学校特別会計法 (昭和 39 年法律第 55 号) 第 17 条の規定に基づき文部科学大臣から法附則別表第 1 の上欄に掲げる機関の長に交付され、その経理を委任された金額をいう。以下この条において同じ。) の残余に相当する額は、国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令 (平成 16 年文部科学省令第 15 号) 第 1 条の規定による廃止前の奨学寄附金委任経理事務取扱規則 (昭和 39 年文部省令第 14 号) 第 2 条第 1 項の規定により文部科学大臣が当該委任経理金の交付をするときに同条第 3 項の規定により示した用途に使用するものとして経理するものとする。(法附則第 15 条第 2 項に規定する養護学校)

第 5 条 法附則第 15 条第 2 項に規定する筑波大学に附属して設置される養護学校は、筑波大学附属久里浜養護学校とする。

(旧設置法施行規則に規定する附属学校に関する経過措置)

第 6 条 次の表の上(左)欄に掲げる旧設置法施行規則 (国立大学法人法等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令 (平成 16 年文部科学省令第 15 号) 第 1 条の規定による廃止前の国立学校設置法施行規則 (昭和 39 年文部省令第 11 号) をいう。以下同じ。) 別表第 9 に掲げる附属学校は、国立大学法人の成立の時に、それぞれ同表の中欄に掲げる国立大学法人が法第 4 条第 2 項の規定により設置する国立大学に附属して設置される同表の下(右)欄に掲げる附属学校 (以下この条において「新附属学校」という。) となるものとする。

(関係箇所のみ抜粋)

附属学校	国立大学法人	新附属学校
旧設置法施行規則別表 9 に掲げる東京大学教育学部附属中等教育学校	国立大学法人 東京大学	東京大学教育学部附属中等教育学校

(第 7 条及び第 8 条は、専修学校に関わる規定のため省略)

別表第 1 (第 1 条関係) (略)  
別表第 2 (第 4 条関係) (関係箇所のみ抜粋)

国立大学	附属学校
東京大学	教育学部附属中等教育学校

別表第 3  
別表第 4

(略)  
(略)

## 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令

(趣旨)

第 1 条 国立大学及び国立大学に附属して設置される学校の授業料その他の費用に関しては、他の法令に別段の定めがあるもののほか、この省令の定めるところによる。

(授業料、入学科及び検定料の標準額等)

第 2 条 国立大学及び国立大学に附属して設置される学校(次条第 1 項に規定するものを除く。)の授業料(幼稚園(盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部を含む。)にあっては、保育料。以下同じ。)の年額(乗船実習科(大学の教育研究組織であって、商船に関する学部の課程を履修した者で海技士の免許を受けようとするものに対し、乗船実習を行うものをいう。以下同じ。)にあっては、授業料の総額。以下同じ。)、入学科(幼稚園にあっては、入園料。以下同じ。)及び入学等に係る検定料は、次の表の第 1 欄に掲げる学校等の区分に応じ、授業料の年額にあっては同表の第 2 欄に掲げる額を、入学科にあっては同表第 3 欄に掲げる額を、検定料にあっては同表第 4 欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。ただし、盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の入学等に係る検定料は、これを徴収しないものとする。

区 分	授業料の年額	入学科	検定料
大学の学部 (次項に掲げるものを除く)	520,800 円	282,000 円	17,000 円
大学の夜間において授業を行う学部(昼夜開講制であって、専ら夜間において授業を行うものを含む。以下同じ。)	260,400 円	141,000 円	10,000 円
大学院の研究科(次項に掲げるものを除く)	520,800 円	282,000 円	30,000 円
法科大学院 (専門職大学院であって、法曹に必要な学	804,000 円	282,000 円	30,000 円

識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。)				
大学の専攻科 (短期大学の専攻科を除く。)	特殊教育特別専攻科	266,400 円	58,400 円	16,500 円
	その他の専攻科	520,800 円	169,200 円	18,000 円
大学の別科	音楽別科	520,800 円	84,600 円	9,800 円
	養護教諭特別別科	266,400 円	58,400 円	8,300 円
	その他の別科	379,200 円	84,600 円	9,800 円
乗船実習科		260,400 円	169,200 円	18,000 円
理療科教員養成施設(大学の教育研究施設であって、盲学校の理療の教科の教授を担当する教員の養成を目的とするものをいう。)		36,000 円	12,000 円	5,000 円
短期大学の学科(専攻科を含む。)		379,200 円	169,200 円	18,000 円
高等学校及び中等教育学校の後期課程		115,200 円	56,400 円	9,800 円

盲学校及び聾学校の高等部(専攻科を含む。以下同じ。)並びに養護学校の高等部	4,800 円	2,000 円	2,500 円
盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部	3,600 円	1,200 円	-
幼稚園	73,200 円	31,300 円	1,600 円
専修学校	166,800 円	70,000 円	9,600 円

2 大学又は大学院において、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第30条の2(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により計画的な履修を認められた学生の授業料の年額は、前項の規定にかかわらず、当該学生が卒業又は課程を修了するまでに納付する授業料の総額と当該学生以外の学生の授業料の年額に当該大学又は当該大学院の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額との均衡等を考慮して、国立大学法人が定める。

3 大学の学部への転学、編入学又は再入学に係る検定料は、第1項の規定にかかわらず、3万円(夜間において授業を行う学部にあつては、1万8千円)を標準として、国立大学法人が定める。

第3条 国立大学に附属して設置される小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の入学料は、これを徴収しないものとする。

2 前項に規定する学校等の入学等に係る検定料は、次の表の上(左)欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の下(右)欄に掲げる額を標準として、国立大学法人が定める。

区 分	検定料
小学校	3,300円
中学校及び中等教育学校の前期課程	5,000円
盲学校、聾学校及び養護学校の小学部	1,000円
盲学校、聾学校及び養護学校の中学部	1,500円

(2段階選抜等に係る検定料の標準額)

第4条 大学の学部及び法科大学院において、出願書類等による選抜(以下この項において「第1段階選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この項において「第2段階選抜」とい

う。)を行う場合に係る検定料は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の表の上(左)欄に掲げる学部等の区分に応じ、第1段階選抜にあっては同表の中欄に掲げる額を、第2段階選抜にあっては同表の下(右)欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。

区 分	第1段階 選抜	第2段階 選抜
大学の学部(次項に掲げるものを除く。)	4,000円	13,000円
大学の夜間において授業を行う学部	2,200円	7,800円
法科大学院	7,000円	23,000円

2 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等(以下この項において「試験等」という。)を行う場合に係る検定料は、第2条第1項及び前条第2項の規定にかかわらず、次の表の上(左)欄に掲げる学校等の区分に応じ、抽選による選考等にあっては同表の中欄に掲げる額を、試験等にあっては同表の下(右)欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。

区 分	抽選による 選考等	試験等
小学校	1,100円	2,200円
中学校及び中等教育学校の前期課程	1,300円	3,700円
高等学校及び中等教育学校の後期課程	2,400円	7,400円
盲学校、聾学校及び養護学校の小学部	500円	500円
盲学校、聾学校及び養護学校の中学部	600円	900円
盲学校、聾学校及び養護学校の高等部	700円	1,800円
幼稚園	700円	900円

(授業料の徴収方法等)

第5条 各年度に係る授業料の徴収は、当該年度において、学期その他の期間に区分して行うことを原則とする。ただし、学生又は生徒等の申出があったときは、一括して徴収することができる。

2 前項の規定にかかわらず、入学年度に係る授業料について、入学を許可される者の申出があったときは、入学年度の前年度において入学を許可するときその

1部又は全部を徴収することができる。

第6条 当該年度における在学期間が12月に満たない者の授業料は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を乗じて得た額を徴収することを原則とする。

2 乗船実習科については、前項中「12月」とあるのは「6月」と、「12分の1」とあるのは「6分の1」とする。

(入学料の徴収方法)

第7条 入学料は、入学を許可するときに徴収することを原則とする。

(検定料の徴収方法)

第8条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願(第4条に規定する場合を含む。)を受理するときに徴収することを原則とする。

(寄宿料の標準額等)

第9条 寄宿舎の寄宿料の月額、次の表の上(左)欄に掲げる居室及び同表の中欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ同表の下(右)欄に掲げる額を標準として、国立大学法人が定める。

居 室	収容定員1人当たり又は収容世帯1世帯当たりの建物(共有部分を含む。)の面積	寄宿料
単 身 用 の 場 合	18平方メートル以上20平方メートル未満	4,300円
	20平方メートル以上25平方メートル未満	4,700円
	25平方メートル以上	5,900円
世 帯 用 の 場 合	40平方メートル以上50平方メートル未満	9,500円
	50平方メートル以上60平方メートル未満	11,900円
	60平方メートル以上	14,200円

2 前項の規定にかかわらず、昭和34年4月1日以後昭和50年3月31日以前に建築された寄宿舎(木造のもの及び昭和48年4月1日以後に建築され、又は昭和52年5月1日以後に模様替えされた居室1室当たりの収容定員が1人であるものを除く。)の寄宿料の月額にあっては700円を、木造の寄宿舎及び昭和34年3月31日以前に建築された寄宿舎の寄宿料の月額にあっては400円をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。

3 寄宿料は、寄宿舎に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで毎月その月分を徴収することを原則とする。

4 前項の規定にかかわらず、学生又は生徒等の申出又は承諾があったときは、その申出又は承諾があった月分の寄宿料を併せて徴収することができる。

(授業料等の上限額等)

第 10 条 国立大学法人は、国立大学及び国立大学に附属して設置される学校の授業料の年額、入学料、入学等に係る検定料又は寄宿料の月額を定めようとする場合において、特別の事情があるときは、第 2 条第 1 項若しくは第 3 項、第 3 条第 2 項、第 4 条又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定にかかわらず、これらに規定する額にそれぞれ 100 分の 110 を乗じて得た額を超えない範囲内において、これらを定めることができる。

(経済的負担の軽減のための措置)

第 11 条 国立大学法人は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第 12 条 大学、大学院又は専修学校に在学するのうち学生又は生徒以外の者に係る費用及びこの省令に規定する費用以外の費用に関しては、国立大学法人が定める。

附則

(施行期日)

第 1 条 この省令は、公布の日から施行する。

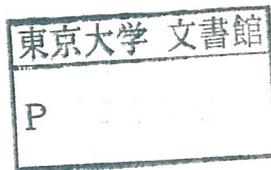
(経過措置)

第 2 条 平成 11 年 3 月 31 日に国立学校設置法の 1 部を改正する法律（平成 14 年法律第 23 号）による改正前の国立学校設置法（昭和 24 年法律第 150 号）第 3 条第 1 項の表及び第 3 条の 3 第 1 項に掲げる大学に在学する者並びにその者が属することとなる年次に平成 11 年 4 月 1 日以後に転学、編入学又は再入学をした者であって、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要である教育課程の履修を、国立大学法人法別表第 1 の第 2 欄に掲げる国立大学において行うこととなる者の授業料の額は、第 2 条第 1 項及び第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成 16 年 3 月 31 日以前に国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 15 年法律第 117 号）第 2 条の規定による廃止前の国立学校設置法第 3 条第 1 項の表に掲げる大学に附属して設置された高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部若しくは幼稚部、幼稚園又は同法第 9 条に規定する養護学校の幼稚部に在学する者であって、当該学校等を卒業するため又は当該教育

課程を修了するため必要である教育課程の履修を、前項に規定する国立大学に附属して設置される高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園（以下「高等学校等」という。）において行うこととなる者の授業料の額は、第 2 条第 1 項及び第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 16 年 4 月 1 日以後に高等学校等に転学、編入学又は再入学をする者であって、前項に規定する者が属することとなる年次に在学する者の授業料の額は、第 2 条第 1 項及び第 10 条の規定にかかわらず、前項の規定によりなお従前の例によることとされた額と同額とする。



この「学内広報」の記事を転載・引用する場合には、事前に広報委員会の了承を得、掲載した刊行物若干部を広報委員会までお送りください。なお、記事についての問い合わせ及び意見の申し入れは、総務部広報課を通じて行ってください。

No. 1286 2004年4月1日

### 東京大学広報委員会

〒113-8654 東京都文京区本郷7丁目3番1号  
東京大学総務部広報課 ☎ 03-3811-3393  
e-mail [kouhou@ml.adm.u-tokyo.ac.jp](mailto:kouhou@ml.adm.u-tokyo.ac.jp)  
ホームページ <http://www.u-tokyo.ac.jp/jpn/index-j.html>



**東京大学**  
THE UNIVERSITY OF TOKYO